

船舶インシデント調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成30年7月15日 13時00分ごろ
発生場所	宮崎県細島港北東方沖 日向枇榔島灯台から真方位349° 1.6海里付近 (概位 北緯32° 29.5′ 東経131° 43.5′)
インシデントの概要	プレジャーボート第一幸成丸は、錨泊中、主機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第一幸成丸、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	294-24119宮崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、錨泊して船体の清掃作業を行った後、帰航しようとしたところ、セルモータが回らず主機を始動することができなくなった。</p> <p>船長は、クラッチレバーの位置、バッテリー端子等を確認したものの異常が認められなかったので運航不能と判断し、携帯電話が通話圏外であったので、付近にいた小型ボートに移乗した後、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、巡視船にえい航されて着岸した後、整備業者による点検が行われ、バッテリーの経年劣化による過放電が判明し、バッテリーが新替えされた。</p> <p>本船は、錨泊中、電気機器を使用していなかった。</p> <p>船長は、平成29年7月に本船を中古で購入し、月に2回程度本船を使用して釣りを行っていた。</p> <p>船長は、主機の運転中にクランク軸からVベルトで駆動する発電機によりバッテリーが充電されるので、バッテリーを充電したことがなかった。</p> <p>バッテリーは、平成22年に交換されており、主機の始動用セルモータ、航海灯、巻上機の電力として使用されていた。</p> <p>船長は、本船がバッテリー残量計を備えていたが、セルモータの回転</p>

	<p>状況によりバッテリーの状態を判断しており、本インシデント以前にセルモータの回転力が弱い等の異変を感じたことがなかった。</p>
分析	<p>本船は、主機を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたことから、主機を始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船のバッテリーは、経年使用により劣化して蓄電容量が低下していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、主機を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたため、主機を始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船長は、本インシデント後、係留中も週に1回は主機を運転し、定期的に専門の整備業者に点検を依頼することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発航前には、バッテリーの電圧、液量等を点検し、適切に充電がされているか確認すること。 ・ バッテリーは、耐用年数を考慮して早期に交換すること。